

熊本市税条例の一部改正について

熊本市税条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市税条例の一部を改正する条例

熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）の一部を次のように改正する。

第 147 条中「100分の0.2」を「100分の0.3」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 147 条の規定は、令和 3 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 2 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（提出理由）

都市計画税の税率を引き上げるため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。